

特定非営利活動法人市民後見サポートあきた 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民後見サポートあきたという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市河辺三内字野崎35番4号「グループホーム野崎」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、後見を必要とする人が住む地域で、その地域を理解している身近な存在としての市民後見人が身上監護、財産管理、権利擁護に関する事業を行うことにより、後見を必要としている人が安心して暮らし続けられる地域社会を築き、よって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 成年後見制度利用に関する普及・啓発及び相談事業
 - ② 成年後見制度に関する講演会、研修会及び講師派遣事業
 - ③ 市民後見人の養成、及び支援事業
 - ④ 高齢者介護施設との連携、支援事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - ⑥ 高齢者介護施設運営事業
 - ⑦ 高齢者等終身サポート事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、または団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の事業に賛助する個人、団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会が定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において三分の二以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選により決定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の三分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人は、必要に応じ、職員をおくことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 事業計画及び収支予算
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは書面に代わる電磁的方法を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、第21条、第28条第2項、第30条第1項、第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、及び電磁的方法表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 会員の除名

(4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、または書面に代わる電磁的方法をもって表決することができる。
この場合、第36条第2項、第38条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計を行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入および支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

5 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

6 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法に定める軽微な事項に係わる定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

5 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	佐 賀 正 美
副理事長	金 子 晴 雄
”	伊 藤 俊 治
理 事	相 場 誠 悦
”	工 藤 明 子
”	熊 田 弘 美
監 事	木 曾 俊 幸
”	嘉 成 裕 次
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員

① 入会金	5,000円
② 年会費	12,000円
 - (2) 賛助会員

(個人)	
① 入会金	なし
② 年会費	6,000円
(法人、団体)	
① 入会金	なし
② 年会費	10,000円

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日 から令和8年3月31日 まで

NPO 法人市民後見サポートあきた

1 事業実施の方針

後見を必要とする人が住む地域で、その地域を理解している身近な存在としての市民後見人を育成することによって、後見を必要としている人が安心して暮らし続けられる地域社会の構築に向け、事業のPRと人材養成の機会の提供に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
① 成年後見 制度利用 に関する 普及・啓発 及び相談 事業	一般市民対象の後見人養成のための情報交換	(A) 6月中旬 午後6時 (B) グループホーム 野崎 (C) 10人	(D) 河辺地区町 内会長 (E) 20人	15
② 成年後見 制度利用 に関する 講演会、研 修会及び 講師派遣 事業	市民後見人希望対象者の研修会	(A) 10月初旬 午後6時 (B) グループホーム 野崎 (C) 10人	(D) 河辺地区福 祉施設関係 者 (E) 10人	15
③ 市民後見 人の養成、 及び支援 事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	
④ 高齢者介 護施設と の連携、支 援事業	実施予定なし			

⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			
⑥ 高齢者介護施設運営事業	実施予定なし			
⑦ 高齢者等終身サポート事業	実施予定なし			

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日 から令和9年3月31日 まで

NPO 法人市民後見サポートあきた

1 事業実施の方針

後見を必要とする人が住む地域で、その地域を理解している身近な存在としての市民後見人を育成することによって、後見を必要としている人が安心して暮らし続けられる地域社会の構築に向け、事業のPRと人材養成の機会の提供に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
① 成年後見 制度利用 に関する 普及・啓発 及び相談 事業	一般市民対象の後見人養成のための情報交換	(A) 6月中旬 午後6時 (B) グループホーム 野崎 (C) 10人	(D) 河辺地区町 内会長 (E) 20人	10
② 成年後見 制度利用 に関する 講演会、研 修会及び 講師派遣 事業	市民後見人希望対象者の研修会	(A) 10月初旬 午後6時 (B) グループホーム 野崎 (C) 10人	(D) 河辺地区福 祉施設関係 者 (E) 10人	10
③ 市民後見 人の養成、 及び支援 事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	
④ 高齢者介 護施設と の連携、支 援事業	実施予定なし			

⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			
⑥ 高齢者介護施設運営事業	グループホーム野崎運営推進委員との合同研修会	(A) 6月初旬 午後6時 (B) グループホーム野崎 (C) 10人	(D) 河辺地区福祉施設関係者 (E) 10人	5
⑦ 高齢者等終身サポート事業	グループ施設職員対象の後見人養成研修会	(A) 10月中旬 (B) グループホーム野崎 (C) 10人	(D) 介護施設従業者関係者 (E) 10人	5

(2) その他の事業

様式例「定款変更の日の属する事業年度の活動予算書」

令和7年度 活動予算書
 令和7年4月1日 から令和8年3月31日まで
 NPO法人市民後見サポートあきた
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
.....		30,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
.....		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....		0	
4 事業収益			
〇〇事業収益			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....		0	
経常収益計			30,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計		30,000	
事業費計			30,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計		0	
管理費計			
経常費用計			0
当期経常増減額			

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			30,000
次期繰越正味財産額			30,000

※ 今年度はその他の事業を実施していません。



令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日 から令和9年3月31日まで
 NPO法人市民後見サポートあきた
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
.....		30,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
.....		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....		0	
4 事業収益			
〇〇事業収益			
.....		0	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....		0	
経常収益計			30,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計		30,000	
事業費計			30,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計		0	
管理費計			0
経常費用計			30,000
当期経常増減額			0

III 經常外收益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
經常外收益計			0
IV 經常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			30,000
次期繰越正味財産額			30,000
